

浜田市文化財保存活用地域計画

令和6年(2024)12月

浜 田 市

目次

序章	1
第1節 計画作成の背景と目的	1
1 計画作成の背景	1
2 計画作成の目的	1
3 計画の対象	2
第2節 計画期間	5
第3節 計画の位置づけ	6
1 計画の位置づけ	6
2 上位計画・関連計画の概要	7
第1章 浜田市の概要	10
第1節 位置及び交通条件	10
1 広域的な位置及び交通条件	10
2 市内の交通条件	11
第2節 自然環境	12
1 地形	12
2 地質	13
3 気候	14
4 動植物	15
第3節 社会環境	19
1 人口	19
2 産業	21
3 入込観光客数と主要観光資源	22
4 文化財の保存・活用に関する公共施設	24
5 地域・地区区分と概況	27
第4節 歴史環境	33
1 浜田市の歴史概況	33
2 浜田市の災害史	44
第2章 浜田市の文化財調査及び文化財の概要	47
第1節 浜田市の文化財調査	47
1 文化財に関する既往の調査	47
2 文化財の把握調査	51
第2節 指定等文化財	52
1 指定等文化財の概要	52
2 指定等文化財の内容	54
第3節 未指定文化財	58
1 未指定文化財の把握件数と状況	58
2 未指定文化財の内容	61

第4節	その他の関連する制度	64
1	日本遺産	64
2	ユネスコ無形文化遺産	66
第3章	浜田市の歴史文化の特性	67
第1節	歴史文化の特性	67
第2節	歴史文化の特性の内容	68
1	山に抱かれ、海に開かれた環境を有する浜田	68
2	旧石器時代からの遺跡が物語る黎明期の浜田	69
3	石見における政治的中心を担った浜田	70
4	港の発展と山間での生産に支えられた浜田	72
5	伝統文化を継承する浜田	73
6	先人の足跡を守り伝える浜田	74
第4章	文化財の保存・活用の目標と課題・方針	76
第1節	目標と方向性	76
1	目標	76
2	方向性	77
第2節	文化財の保存・活用に関する課題と方針	78
1	「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する課題と方針	79
2	「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する課題と方針	81
3	「文化財が災害等から守られている浜田」に関する課題と方針	85
4	「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する課題と方針	87
5	「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する課題と方針	89
第5章	文化財の保存・活用の措置	92
第1節	「文化財を知るための様々な調査が行われている浜田」に関する措置	94
第2節	「個々の文化財が守り活かされている浜田」に関する措置	96
第3節	「文化財が災害等から守られている浜田」に関する措置	99
第4節	「文化財が総合的・一体的に守り活かされている浜田」に関する措置	101
第5節	「文化財がみんなに支えられている浜田」に関する措置	102
第6章	浜田市における関連文化財群	103
第1節	関連文化財群の設定の考え方と設定	103
1	関連文化財群の設定の考え方	103
2	関連文化財群の設定	103
第2節	関連文化財群の展開	106
1	古墳と寺院が語る古代の浜田	106
2	北前船といわみもの	110
3	石州和紙と石見神楽のまち	116

第7章 文化財の保存・活用の推進体制	121
第1節 浜田市の推進体制	121
1 措置の主体等	121
2 市外の関係機関	127
第2節 地域社会総がかりの体制	128
第3節 計画の進行管理と体制	130
資料編	132
資料1 計画作成の体制と経過	134
資料2 指定等文化財一覧	136

序章

第1節 計画作成の背景と目的

1 計画作成の背景

浜田市は、古くから石見地域の政治・文化の中心的役割を担ってきました。また、国指定の天然記念物の石見畳ヶ浦いわみたたみがうらや三隅大平桜みすみおおびらざくらなどの自然、日本遺産の構成文化財である石見神楽いわみかぐら、ユネスコ無形文化遺産の石州半紙せきしゅうはんしといった伝統文化も現在に伝えています。

また、旧石器時代の遺跡があり、早くからこの地域において生活が営まれていました。古墳時代には、大型前方後円墳の周布古墳すふが築かれ、地域社会の形成が進み、さらに石見国庁や石見国分寺が存在する古代石見の中心地でした。中世には、三隅氏みすみし、永安氏ながやすし、福屋氏ふくやし、周布氏すふしといった領主が山城などの拠点を構えていたほか、周布氏や三隅氏などは海外との交易を行っていました。近世になると、域内は浜田藩と津和野藩が領有し、浜田藩内には城・城下町と港が整備され、山間部の津和野藩内においても生産された紙や鉄などが、寄港した北前船によって広く流通しました。浜田藩は第二次幕長戦争（石州口の戦い）で破れ、長州藩の支配下に置かれます。明治時代に入ると浜田県が成立し、近代化が進むとともに、歩兵第二十一連隊の移駐により軍都として、また、大正時代には山陰線が開通し、本市は石見の中核都市として発展しました。

現在の浜田市は、平成17年(2005)に浜田市・金城町はまだし・旭町かなぎちょう・弥栄村あさひちょう・三隅町やさかむらの5市町村が合併したことにより成立し、中国山地と日本海に抱かれた環境を有しています。

このように本市は、連綿と続く歴史と豊かな自然に培われ、それを裏づける有形・無形の数多くの文化財が所在するまちです。

一方で、人口減少と少子高齢化等による社会構造の変化から、未指定・未登録の文化財（以下「未指定文化財」といいます）はもとより、指定等文化財の毀損や滅失などが懸念されます。具体的には、民俗芸能の担い手の高齢化や減少、有形文化財の維持管理や保管の困難化などがあげられます。また、この度取り組んでいる未指定文化財の把握調査を通じ、本市には、これまで把握できていない貴重な地域の宝が多数存在すると考えられ、近い将来、これら多くの文化財の滅失や風化が懸念されています。

2 計画作成の目的

浜田市において文化財を取り巻く状況は、前述のように厳しいといえ、未指定文化財を含め文化財の所有者等（保持者・保持団体、管理者を含みます。）や行政だけで保存・活用するには限界があります。こうした中、文化財保護法の改正（平成30年(2018)6月）の趣旨として「（前文略）未指定を含めた文化財をまちづくりに活かし、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが必要。（後文略）」（文化財保護法改正の概要：文化庁 平成30年7月）が示され、同法には「市町村による文化財保存活用地域計画の作成及び文化庁長官による認定」などが規定されました。

このため、本市における指定・未指定、有形・無形の文化財の保存・活用に、所有者等、市民・地域団体等及び行政が連携し「地域社会総がかり」で、実効性を持って取り組んでいけるよう、文化財の保存・活用に関する基本的なマスタープラン兼アクションプランとして、「浜田市文化財保存活用地域計画」を作成します。

3 計画の対象

文化財保存活用地域計画の対象とする文化財は、「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画作成等に関する指針」（最終変更 令和5年3月…以下「地域計画等指針」といいます。）において、次のように明記されています。

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

※アンダーラインは本計画で付記

本計画の対象とする文化財とは、文化財保護法（以下、「法」といいます。）が保護の対象としている文化財（6類型：法第2条）、埋蔵文化財（法第92条）、文化財の保存技術（法第147条）です。その他に、文化財保護法上の文化財には必ずしも該当しませんが、地域にとって重要で継承すべきと考えられる文化的所産にも配慮します。

文化財保護法には必ずしも該当しないと考えられる文化財は、伝統的に継承されてきた「暮らしや生業等の音・香り」、「地名」などが想定され、これらも大切な地域の宝であることを、市民等に伝えていくこと、また、できる限り守り、活かすことも意図します。

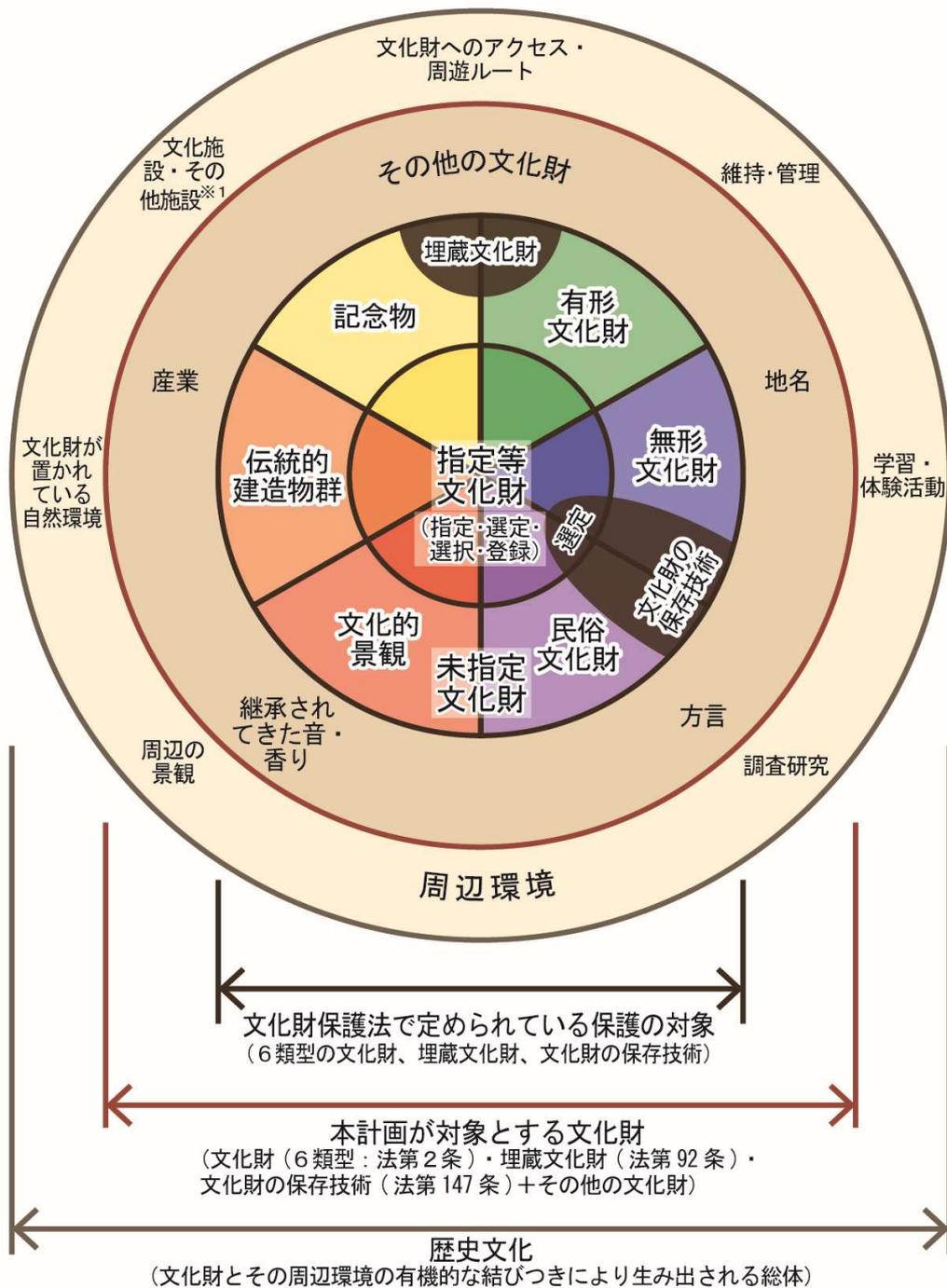
さらに、本計画の第3章などでは「歴史文化」という語句を使用しています。本計画での歴史文化とは、「文化財とそれらが存在する環境（周辺環境）を総体的に把握した概念」（下記を参照）とします。

本計画における「歴史文化とは」

○歴史文化の概念

地域に固有の風土のもと、先人によって生み生まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれらが存在する環境を総体的に把握した概念（「文化財保存活用地域計画」パンフレット 文化庁）。

※アンダーラインは本計画で付記



※1 その他施設
文化財の保存・活用に関する公共施設等

参考資料：『島根県文化財保存活用大綱』

図1 本計画の対象

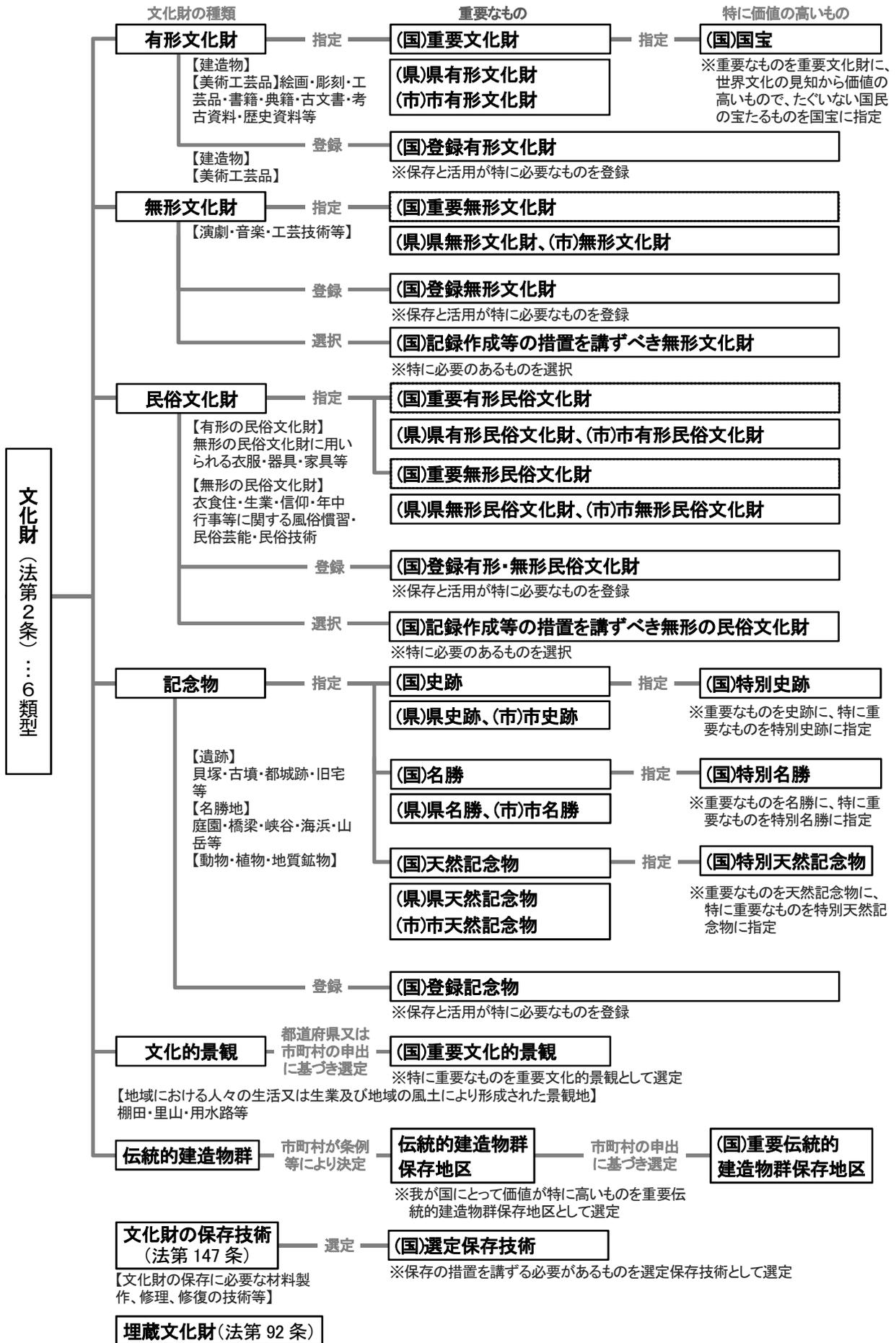


図2 文化財の体系

第2節 計画期間

本計画の計画期間は、浜田市の次期総合振興計画と計画期間を合わせるため、令和7年度(2025)から令和17年度(2035)の11年間とします。この計画期間を前期(6年間)、後期(5年間)に分け、措置を設定します。

また、現行の第2次浜田市総合振興計画の最終年度は、令和7年度(2025)であることから、次期総合振興計画の策定に際しては、本計画の内容の反映に努めます。

さらに、前期・後期の最終年度(状況に応じてその前年度から)においては、本計画に位置づけた措置等の総合的な点検・検証を行います。その結果を踏まえ、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、見直し等を検討するとともに、後期に関しては次の計画の作成(改定)に取り組みます。

それら以外の年度においても、適宜、本計画の実施状況等の点検を行い、必要に応じて本計画の見直しに柔軟に対応します。

なお、本計画について軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について、島根県及び文化庁に報告を行い、軽微な変更でない場合は、文化庁長官による変更の認定を受けることとします。

表1 本計画の計画期間(浜田市総合振興計画との関係)

計画	期間	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)	令和9年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)	令和12年度(2030)	令和13年度(2031)	令和14年度(2032)	令和15年度(2033)	令和16年度(2034)	令和17年度(2035)
浜田市文化財保存活用地域計画	(R4~6) 作成作業	前期(6年間)						後期(5年間)					
			実施状況等の点検(適宜)				総合的な点検・検証		総合的な点検・検証 改定作業 ※状況によりR16から				
		↓ 次期計画への反映										↑ 反映	↓ 改定作業
(第2次) 浜田市総合振興計画・次期計画		改定作業											改定作業
		現行計画(第2次)	想定:次期計画(第3次浜田市総合振興計画:10年間)										

<認定を受けた地域計画の変更、進捗管理・自己評価、認定の取消し等>

認定を受けた計画を変更する場合などに関しては、次のとおり定められています。

○認定を受けた地域計画を変更する場合は、軽微な変更を除き、文化庁長官による変更の認定が必要である(法第183条の4)。軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- ・計画期間の変更
- ・市町村の区域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更
- ・地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更

○認定地域計画の計画期間が終了する際、地域計画の継続を希望する場合には、内容の見直しを行った上で、あらかじめ文化庁長官へ認定申請を行うことが必要である。

○地域計画の着実な実施のため、適切に進捗管理を行うとともに、計画期間終了前の適当な時期に自己評価を行い、その結果を次期地域計画へ反映させることが望ましい。

○認定基準に適合しなくなった認定地域計画については、認定基準に適合するよう文化庁から指導・助言を行いつつ状況の是正を図った上で、それでも改善が図られない場合には認定の取消しを行うことがある(法第183条の6及び第183条の7)。

第3節 計画の位置づけ

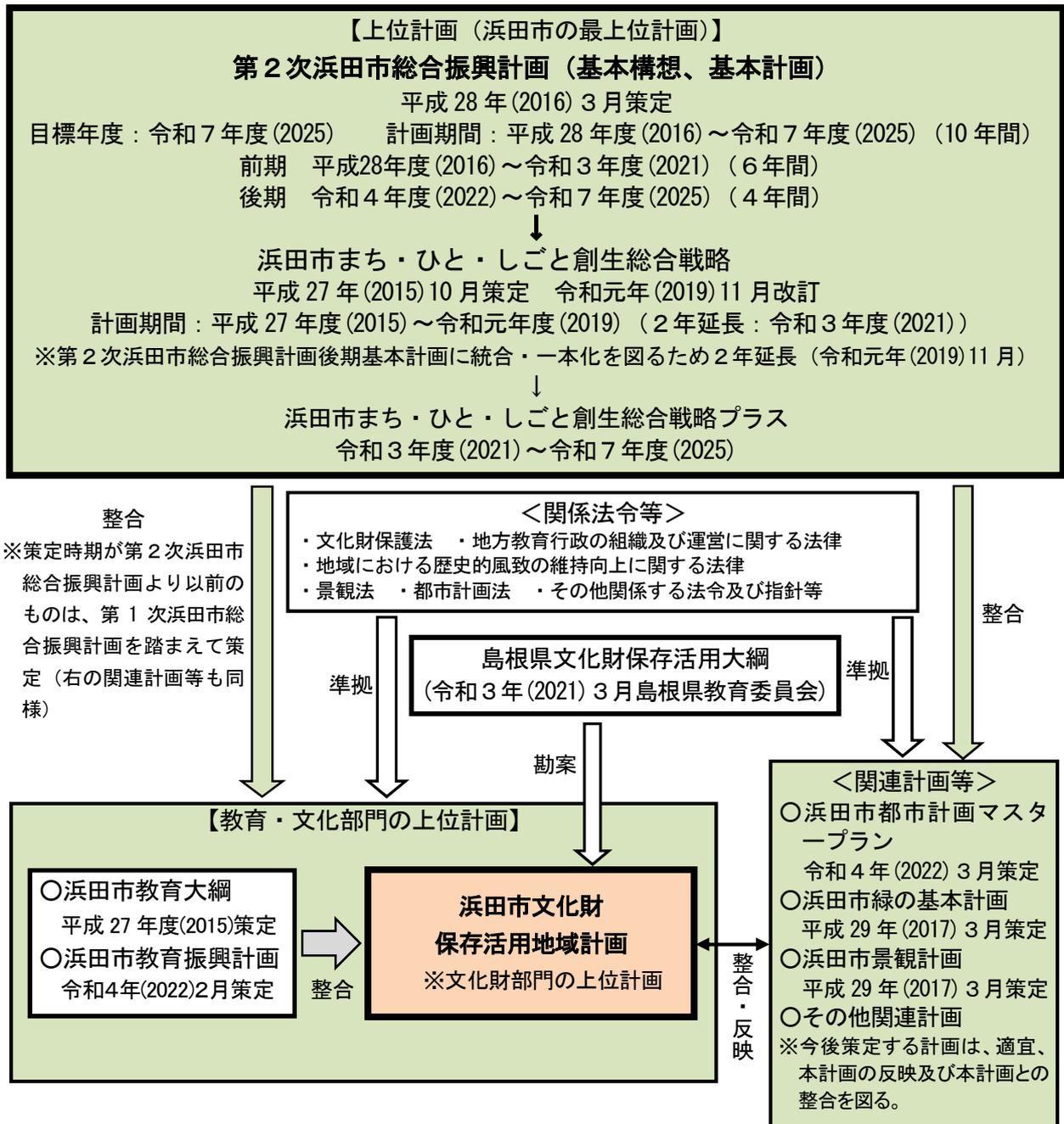
1 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づき作成するものです。

また、浜田市の最上位計画である「第2次浜田市総合振興計画」と「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、及び「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」を踏まえるとともに、「島根県文化財保存活用大綱」を勘案して作成しました。

さらに、教育部門の「浜田市教育大綱」、「浜田市教育振興計画」を踏まえるとともに、「浜田市都市計画マスタープラン」、「浜田市緑の基本計画」などの関連計画との整合を図りました。

このようにして作成した本計画は、浜田市の文化財の保存・活用に関するマスタープラン（基本計画）兼アクションプラン（行動計画）となります。



2 上位計画・関連計画の概要

(1) 上位計画

ア 第2次浜田市総合振興計画（平成28年(2016)3月策定）

第2次浜田市総合振興計画（以下「総合振興計画」と言います。）は、長期的な視点から浜田市の将来像を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性等を総合的、体系的にまとめた計画です。

この計画は、本市の最上位の計画として市政運営の最も基本となる指針であり、市民と行政の共通の目標となります。

総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

【基本構想】

本市が目指す将来像と、それを実現するためのまちづくりの大綱、基本指標等を示すもので、目標年度は、10年後の令和7年度(2025)とします。

〔期間〕 平成28年度(2016)～令和7年度(2025)（10年間）

【基本計画】

基本構想に示す将来像を実現するため、まちづくりの大綱に基づき、具体的な施策展開の方向や施策の目標を示します。

〔期間〕 前期 平成28年度(2016)～令和3年度(2021)（6年間）

後期 令和4年度(2022)～令和7年度(2025)（4年間）…現在の計画

総合振興計画においては、将来像とそれを実現するために、下記のとおり7つの「まちづくりの大綱」を掲げています。

将来像：住みたい 住んでよかった魅力いっぱい 元気な浜田

～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち ～

7つの「まちづくりの大綱」

- I 活力のある産業を育て雇用をつくるまち【産業経済部門】
- II 健康でいきいきと暮らせるまち【健康福祉部門】
- III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち【教育文化部門】
- IV 自然環境を守り活かすまち【環境部門】
- V 生活基盤が整った快適に暮らせるまち【生活基盤部門】
- VI 安全で安心して暮らせるまち【防災・防犯・消防部門】
- VII 協働による持続可能なまち【地域振興部門】

これらのうち、本計画は直接的には「III 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち【教育文化部門】」、及びそのもとに設定した施策大綱の中の「歴史・文化の伝承と創造」に該当します。

また、総合振興計画は、「SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組」として、「SDGsの理念を取り込み、本市の実情に合わせた目標やターゲットの選択を行い、多種多様な取組を行うことで、後期基本計画の目標とともにSDGsの目標も達成していくことを目指します。」としています。本計画では、個々の方針ごとにSDGsの目標等は設定せず、総合振興計画のもとにSDGsの目標の達成に寄与することを目指します。

なお、文化財の保存・活用は、産業、健康づくり、自然環境、快適な環境、防災・防犯、協働（地域社会総がかり）などにも関係します。このため、本計画の作成は、総合振興計画全体を視野に入れて計画内容の整合を図るとともに、総合振興計画の改定は、本計画の反映に努めます。

イ 浜田市教育大綱（平成 27 年度(2015)策定）

教育大綱は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により、策定が求められるものです。浜田市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

この大綱は、理念を「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」とし、5つの施策の柱を明らかにしています。

- 1 学校教育の充実
- 2 家庭教育支援の推進
- 3 社会教育の推進
- 4 生涯スポーツの振興
- 5 歴史・文化の伝承と創造

これらのうち、文化財に係る「5 歴史・文化の伝承と創造」は、次のように示しています。

○郷土の歴史や文化・芸術をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、文化・芸術活動の活性化を図ります。

○伝統文化や文化財等の保存や活用とともに次世代への継承を図ります。

また、特に文化財の活用においては、上記の「1～4」にも関係することから、本計画の作成においては、これらとの整合も図っています。

ウ 浜田市教育振興計画（令和 4 年(2022) 2 月策定）

教育振興計画（令和 4 年度(2022)～令和 7 年度(2025)）は、浜田市総合振興計画後期基本計画（令和 4 年度(2022)～令和 7 年度(2025)）の実施計画として、前述のような時代の変化や社会の変化に対応した教育の方向性を示し、その実現を目指すものです。

この計画の第 3 章には実施計画を定めており、「V 歴史・文化の伝承と創造 ～将来へ芸術・文化財を守り伝える～」では次の柱を立てています。

- (1) 芸術文化の振興
- (2) 伝統文化の保存継承
- (3) 文化財の調査・保存と活用
- (4) 地域文化の交流拠点づくり
- (5) 認定された日本遺産の活用

本計画の作成においては、これらを踏まえています。

(2) 関連計画

ア 都市計画マスタープラン（令和 4 年(2022) 3 月策定）

浜田市都市計画マスタープランは、都市計画法第 18 条の 2 に定める本市の都市計画に関する基本的な方針です。

本マスタープランに示す将来都市像や取組の方向性を、市民・事業者・まちづくり活動団体と行政が共有し、「協働による都市づくり」を進めていきます。

全体構想は本市域全体を、地区別構想は都市計画区域を対象とし、目標年次は概ね 20 年先を展望しつつ、10 年先の令和 14 年（2032）としています。

本計画の作成においては、都市計画マスタープランにある将来都市構造、分野別・地区別の都市づくりの方針などとの整合を図っています。

イ 浜田市緑の基本計画（平成 29 年(2017) 3 月策定）

浜田市緑の基本計画は、都市緑地法第 4 条「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」に基づいています。本市の誇りである豊かな緑を環境保全やまちづくりに活かすことで、緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的かつ計画的に推進するために定められた計画です。

本計画の作成においては、緑地の適正な保全や緑化の推進の中で文化財の保存・活用と整合を図っています。

ウ 浜田市景観計画（平成 29 年(2017) 3 月策定）

浜田市景観計画は、先人から引き継いできた本市固有の景観を守り、育て、創造し次の世代に伝えるため、景観法に基づく様々な制度を有効に活用し、市民、事業者、市民団体・NPO 法人、行政等が地域と一体となって、景観まちづくりを推進していくことを目的としています。

この計画では、本市の景観を地域の風土の基盤をなす「自然の景観」、風土に対応して築かれてきた「歴史文化の景観」、人々の暮らしとともに育まれてきた「生活の景観」の 3 つの観点から捉えています。

本計画の作成においては、これら 3 つの景観などを考慮しながら、景観面からも文化財の保存・活用を検討しています。

（3）島根県文化財保存活用大綱（令和 3 年(2021) 3 月策定）

平成 30 年(2018)の文化財保護法の改正（文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律）により、地域に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財の総合的・計画的な保存・活用を推進するため、都道府県は域内の文化財の保存・活用に関する総合的な施策である「文化財保存活用大綱」の策定が可能になりました。これに基づき島根県は、令和 3 年(2021) 3 月に「島根県文化財保存活用大綱」を策定しました。

この大綱策定の背景として、過疎化・少子高齢化の進行、人々の価値観の多様化、文化財の担い手や後継者不足などの文化財をとりまく状況により文化財が失われる危機にあることから、地域の文化財の計画的な保存・活用のあり方として「文化財を守り、伝える体制づくり」、「地域社会総がかりでの文化財の継承」、「文化財をまちづくりの核として活用」の必要性が認識されています。

こうした背景を踏まえ、基本理念「文化財の調査研究、保存・継承、活用を通じて、郷土への愛着を深めるとともに、人々の交流を進める」及び 3 つの基本方針と取組が設定されています。

さらに、文化財を未来へつなぎ、地域に活かしていくために、市町村や所有者への必要な支援、地域社会総がかりで文化財を災害や犯罪被害から守り、未来へつないでいくための取組（文化財のデータベース化、防災・防犯マニュアルの作成、島根県文化財救済ネットワークの構築）が示されています。

この大綱を勘案して、本計画を作成しています。